

## (仮称) 江東区こどもの権利に関する条例制定の基本的な考え方について

### 1 条例制定の背景

昨年4月に施行されたこども基本法の第1条に、日本国憲法及び子どもの権利条約の精神にのっとり、こども施策を総合的に推進すること、また、第5条に地方公共団体の責務として、区域内におけるこどもの状況に応じた施策を策定、実施することが規定されている。

本区としても、こどもまんなか社会の実現に向け、子どもの権利条約の考え方に沿って区の姿勢を明確に示す必要があると判断し、昨年度よりこどもの権利に関する条例の制定のため、こどもの意見聴取等の取り組みを進めてきたところである。

また、昨年度に実施した江東区こども計画策定に係る調査でも、こどもの権利を「よく知っている」と回答した人の割合が1～2割程度だったため、こどもの権利の認知度を向上させていくことが必要であると考えている。

### 2 基本的な考え方

- (1) 条例の内容については子どもの権利条約をベースとし、網羅的に条文に入れる。
- (2) アンケート、ヒアリング及びワークショップで出てきたこどもの意見については、前文や権利の各規定に要素を反映する。